

## SDGs 3 のターゲット



**3.1** 2030 年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生 10 万人あたり 70 人未満にまで下げる。

**3.2** 2030 年までに、すべての国々が、新生児の死亡率を出生 1000 人あたり 12 人以下に、5 歳未満児の死亡率を出生 1000 人あたり 25 人以下に下げることを目指し、新生児と 5 歳未満児の防ぐことができる死亡をなくす。

**3.3** 2030 年までに、エイズ、結核、マラリア、顧みられない熱帯病(※6)といった感染症を根絶し、肝炎、水系感染症、その他の感染症に立ち向かう。

**3.4** 2030 年までに、非感染性疾患による若年層の死亡率を予防や治療により 3 分の 1 減らし、心の健康と福祉を推進する。

**3.5** 麻薬・薬物乱用や有害なアルコール摂取の防止や治療を強化する。

**3.6** 2020 年までに、世界の道路交通事故による死傷者の数を半分に減らす。

**3.7** 2030 年までに、家族計画や情報・教育を含む性と生殖に関する保健サービスをすべての人々が確実に利用できるようにし、性と生殖に関する健康(リプロダクティブ・ヘルス)を国家戦略・計画に確実に組み入れる。

**3.8** すべての人々が、経済的リスクに対する保護、質が高く不可欠な保健サービスや、安全・効果的で質が高く安価な必須医薬品やワクチンを利用できるようになることを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)(※7)を達成する。

**3.9** 2030 年までに、有害化学物質や大気・水質・土壌の汚染による死亡や疾病の数を大幅に減らす。

**3.a** すべての国々で適切に、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を強化する。

**3.b** おもに開発途上国に影響を及ぼす感染性や非感染性疾患のワクチンや医薬品の研究開発を支援する。また、「TRIPS 協定(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)と公衆の健康に関するドーハ宣言」に従い、安価な必須医薬品やワクチンが利用できるようにする。同宣言は、公衆衛生を保護し、特にすべての人々が医薬品を利用できるようにするために「TRIPS 協定」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を認めるものである。

**3.c** 開発途上国、特に後発開発途上国や小島嶼開発途上国で、保健財政や、保健人材の採用、能力開発、訓練、定着を大幅に拡大する。

**3.d** すべての国々、特に開発途上国で、国内および世界で発生する健康リスクの早期警告やリスク軽減・管理のための能力を強化する。

(※6) 顧みられない熱帯病: おもに熱帯地域で蔓延する寄生虫や細菌感染症のこと。

(※7) ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC): すべての人々が、基礎的な保健サービスを必要なときに負担可能な費用で受けられること。